平成２７年（フ）第２５号
岡山県津山市上村216番地１　町営住宅朝吉団地
債務者　小阪　義伸（旧姓坂藤）
１　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６５号
香川県高松市松福町２丁目10番11号
債務者　篠原　弘子（旧姓近石）
１　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５７号
仙台市若林区沖野４丁目４番１―308号
債務者　武藤　春一
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
仙台市泉区南光台２丁目７番22号　サニーハイツ202
債務者　蜂谷　昌洋
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
仙台市泉区南光台２丁目７番22号　サニーハイツ202
債務者　蜂谷　優子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
仙台市泉区黒松２丁目24番３―32号
債務者　大内　和子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
仙台市泉区黒松２丁目24番３―32号
債務者　大野　絢子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
宮城県岩沼市館下１丁目２番30―101号
債務者　寺崎　華惠
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
仙台市太白区南大野田７番地の１　ライオンズマンション富沢202
債務者　大場　紀子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
茨城県土浦市荒川沖６―110　常総の郷、住民票上の住所茨城県土浦市都和２丁目３番９―204号　県営都和アパート
債務者　丸本　雅昭
１　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
茨城県古河市駒羽根1393番地12
債務者　浅野　公信
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４２号
茨城県筑西市船玉226番地１　船玉アパート４号棟103号室、前住所茨城県筑西市関本下357番地
債務者　爲貝　修次
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５７号
茨城県常総市水海道森下町4370番地２　アットホーム202
債務者　井上寛和こと　ＩＮＯＵＩ　ＭＩＬＴＯＮ　ＨＩＲＯＫＡＺＵ
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５８号
茨城県古河市関戸1625番地９　セイホクウイズ社宅222号
債務者　三浦　周平
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５９号
茨城県古河市平和町１番18号　平和町アパート１―109号
債務者　宇津木忠司
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６０号
茨城県古河市平和町１番18号　平和町アパート１―109号
債務者　宇津木悦子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６３号
茨城県古河市駒羽根１番地９
債務者　小野寺祐治
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　水戸地方裁判所下妻支部